

平和条約国籍離脱者等地位喪失者に係る日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の特例に関する法律案要綱

一　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（以下「入管特例法」という。）の施行前に入管特例法に規定する平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫に相当する地位にあつた者（以下「平和条約国籍離脱者等」という。）であつて、入管特例法の施行前に出入国管理及び難民認定法の規定により再入国の許可を受けて出国した後、本邦外で外国の刑事手続により身柄を拘束されたため、当該再入国の許可の有効期間内に再入国をすることができず、これにより平和条約国籍離脱者等でなくなつたもの（以下「平和条約国籍離脱者等地位喪失者」という。）が、当該刑事手続による身柄の拘束を解かれた後遅滞なく適法に本邦に上陸し、かつ、当該刑事手続に係る事件につき無罪の裁判が確定したときは、当該平和条約国籍離脱者等地位喪失者及びその直系卑属については、当該平和条約国籍離脱者等地位喪失者が当該上陸の時まで引き続き本邦に在留していたものとみなして、入管特例法（第三条を除く。）の規定を適用すること。

（本則関係）  
（附則関係）

二　この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行すること。

平和条約国籍離脱者等地位喪失者に係る日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の特例に関する法律案

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下「入管特例法」という。）の施行前に入管特例法第二条第一項に規定する平和条約国籍離脱者又は同条第二項に規定する平和条約国籍離脱者の子孫に相当する地位にあつた者（以下「平和条約国籍離脱者等」という。）であつて、入管特例法の施行前に出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けて出国した後、本邦外で外国の刑事手続により身柄を拘束されたため、当該再入国の許可の有効期間内に再入国をすることができず、これにより平和条約国籍離脱者等でなくなつたもの（以下「平和条約国籍離脱者等地位喪失者」という。）が、当該刑事手続による身柄の拘束を解かれた後遅滞なく適法に本邦に上陸し、かつ、当該刑事手続に係る事件につき無罪の裁判が確定したときは、当該平和条約国籍離脱者等地位喪失者及びその直系卑属については、当該平和条約国籍離脱者等地位喪失者が当該上陸の時まで引き続き本邦に在留していたものとみなして、入管特例法（第三条を除く。）の規定を適用する。この場合において、入管特例法第五条第一項の規定の適用については、同項

中「在留資格（永住者の在留資格を除く。）」とあるのは、「在留資格」とする。

#### 附 則

この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

## 理 由

平和条約国籍離脱者等であつて、入管特例法の施行前に出入国管理及び難民認定法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けて出国した後、本邦外で外国の刑事手続により身柄を拘束されたため、当該再入国の許可の有効期間内に再入国をすることができず、これにより平和条約国籍離脱者等でなくなつたもののうちに、当該刑事手続に係る事件につき無罪の裁判が確定した者がおり、その平和条約国籍離脱者等としての地位が永久に失われることが相当でない場合があることに鑑み、これらの者に係る入管特例法の特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平和条約国籍離脱者等地位喪失者に係る日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の特例に関する法律案参考条文

## 目 次

- 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号） （抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）  
（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

○出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）　（抄）

（再入国の許可）

第二十六条 法務大臣は、本邦に在留する外国人（仮上陸の許可を受けている者及び第十四条から第十八条までに規定する上陸の許可を受けている者を除く。）がその在留期間（在留期間の定めのない者にあつては、本邦に在留し得る期間）の満了の日以前に本邦に再び入国する意図をもつて出国しようとするときは、法務省令で定める手続により、その者の申請に基づき、再入国の許可を与えることができる。この場合において、法務大臣は、その者の申請に基づき、相当と認めるときは、当該許可を数次再入国の許可とすることができる。

2　（略）

3　法務大臣は、再入国の許可を与える場合には、当該許可が効力を生ずるものとされた日から五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

4　（略）

5　法務大臣は、再入国の許可を受けて出国した者について、当該許可の有効期間内に再入国することができない相当の理由があると認めるときは、その者の申請に基づき、一年を超えず、かつ、当該許可が効力を生じた日から六年を超えない範囲内で、当該許可の有効期間の延長の許可をすることができる。

6～8　（略）

○日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）  
(抄)

(定義)

第二条 この法律において「平和条約国籍離脱者」とは、日本国との平和条約の規定に基づき同条約の最初の効力発生の日（以下「平和条約発効日」という。）において日本の国籍を離脱した者で、次の各号の一に該当するものをいう。

- 一 昭和二十年九月二日以前から引き続き本邦に在留する者
- 二 昭和二十年九月三日から平和条約発効日までの間に本邦で出生し、その後引き続き本邦に在留する者であつて、その実親である父又は母が、昭和二十年九月二日以前から当該出生の時（当該出生前に死亡したときは、当該死亡の時）まで引き続き本邦に在留し、かつ、次のイ又はロに該当する者であつたもの

イ 日本国との平和条約の規定に基づき平和条約発効日において日本の国籍を離脱した者

ロ 平和条約発効日までに死亡し又は当該出生の時後平和条約発効日までに日本の国籍を喪失した者であつて、当該死亡又は喪失がなかつたとしたならば日本国との平和条約の規定に基づき平和条約発効日において

日本の国籍を離脱したこととなるもの

- 2 この法律において「平和条約国籍離脱者の子孫」とは、平和条約国籍離脱者の直系卑属として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留する者で、次の各号の一に該当するものをいう。

一 平和条約国籍離脱者の子

- 二 前号に掲げる者のほか、当該在留する者から当該平和条約国籍離脱者の孫にさかのぼるすべての世代の者（当該在留する者が当該平和条約国籍離脱者の孫であるときは、当該孫。以下この号において同じ。）について、その父又は母が、平和条約国籍離脱者の直系卑属として本邦で出生し、その後当該世代の者の出生の時（当該出生前に死亡したときは、当該死亡の時）まで引き続き本邦に在留していた者であつたもの

(特別永住許可)

第四条 平和条約国籍離脱者の子孫で出生その他の事由により入管法第三章に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなるものは、法務大臣の許可を受けて、この法律に定める特別永住者として、本邦で永住することができる。

2 法務大臣は、前項に規定する者が、当該出生その他の事由が生じた日から六十日以内に同項の許可の申請をしたときは、これを許可するものとする。

3 第一項の許可の申請は、法務省令で定めるところにより、居住地の市町村（東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区。以下同じ。）の長に、特別永住許可申請書その他の書類を提出して行わなければならない。

4 (略)

第五条 平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫で入管法別表第二の上欄の在留資格（永住者の在留資格を除く。）をもつて在留するものは、法務大臣の許可を受けて、この法律に定める特別永住者として、本邦で永住することができる。

2 法務大臣は、前項に規定する者が同項の許可の申請をしたときは、これを許可するものとする。この場合において、当該許可を受けた者に係る在留資格及び在留期間の決定は、その効力を失う。

3 第一項の許可の申請は、法務省令で定めるところにより、法務大臣に特別永住許可申請書その他の書類を提出して行わなければならない。